

卸売市場に関する基本方針（平成 30 年農林水産省告示第 2278 号）の一部改正（新旧対照表）

改正後	改正前
第 1 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項 1 卸売市場の位置付け（法第 1 条、第 2 条、第 4 条及び第 13 条関係） 中央卸売市場及び地方卸売市場（以下単に「卸売市場」という。）が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される。 他方、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応のためには、卸売市場を含めて新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。流通が多様化する中で、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。 また、地方公共団体を始めとする開設者は、<u>地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズへの対応、食品等持続的供給法に係る公表等により</u>高い公共性を果たす必要がある。 第 2 卸売市場の施設に関する基本的な事項 2 国による支援（法第 16 条関係） 卸売市場の施設の整備には、予算措置により国が助成し、特に中央卸売市場の開設者が<u>流通合理化事業活動計画</u>に従って施設の整備を行う場合には、法に基づき、予算の範囲内において、その費用の 10 分の 4 以内を補助することができる。	第 1 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項 1 卸売市場の位置付け（法第 1 条、第 2 条、第 4 条及び第 13 条関係） 中央卸売市場及び地方卸売市場（以下単に「卸売市場」という。）が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される。 他方、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応のためには、卸売市場を含めて新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。流通が多様化する中で、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。 また、地方公共団体を始めとする開設者は、<u>地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズに</u>応えつつ、高い公共性を果たす必要がある。 第 2 卸売市場の施設に関する基本的な事項 2 国による支援（法第 16 条関係） 卸売市場の施設の整備には、予算措置により国が助成し、特に中央卸売市場の開設者が<u>食品等流通合理化計画</u>に従って施設の整備を行う場合には、法に基づき、予算の範囲内において、その費用の 10 分の 4 以内を補助することができる。

附 則

この告示は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第 1 の改正規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。